



日刊労千葉

JRはスト処分を撤回し謝罪せよ!

90・3スト支配介入地方委命令(詳報)

九〇年三月繰上げストは、正当

JRから不当労働行為を一掃しよう

四月一八日付「日刊労千葉」四三七九号で速報のとおり、

千葉地方労働委員会は、四月一六日、「九〇・三スト支配介入地労委」に関して動労千葉勝利の命令を交付した。

本件は、動労千葉が、九〇年三月一八日から二一日にかけて実施したストライキに対し、JRが、会社施設への立ち入りやフェンスを張って組合事務所への通行を妨害してストライキの実施を妨害し、さらに「違法ストライキ」呼ばわりして本部執行委員やストリーキー参加者一四一名を出勤停止三〇日をはじめ減給、戒告、訓告などの懲戒処分を行なつたことが、正当なストライキへの支配介入であるとして救済申し立てを行なつていたものである。

とくに、九〇年三月のストライキは、八七年四月の分割・民営化に際して新会社への採用を拒否された清算事業団労働者が、九〇年三月末で清算事業団から解雇されようとしていることから、労働委員会命令に従いJRへの採用を求めて行なつた、全く正当なストライキであり、なんら非難されるものではない。逆に、非難されるべきは、労働委員会命令を無視してJR採用を拒否し、正当なストライキを「違法」呼ばわりするJRなのである。

【「繰上げストは違法」という会社主張を退ける】

おりである。

I 繰上げストの正当性

①まず、三月一八日のスト二時間繰上げについては、「(スト)前日から役員の立入りを拒否した会社の措置は、組

合本部から組合員への指示伝達を困難にするものであり、清算事業団に配属された組合員の雇用期限を同月末に控えて、採用命令の履行を中心的課題の一つ

とい取り組んできた組合が、不當な介入と判断したとしても

やむを得ないと想うべきであり、予定ストに対する妨害と言わざるを得ない」「繰上げストは、会社の措置に抗して予定ストを繰り上げて実施したものと認められるを得ない」

「本部執行委員及び支部三役の指導責任を理由とする処分並びに単純参加組合員に対する処分については、繰上げストは正当な争議行為と認められるから、いずれも理由がない」として、出勤停止、減給、戒告、訓告など

の懲戒処分が全く不當であることを認定している。

②スト破壊乗務員及び対策員に対する、抗議・説得に際してのビデオ・写真撮影や発言については、「ストライキ時の緊張状態のなかでその実効性を確保するための行為の一環と認められ、妨害行為により代替乗務員の乗務を妨げたわけでもないから、いずれも正当な争議行為の範囲を逸脱するものとまでは言えず、処

分の対象とするとはできない」として、データーメン等の処分であったことを認定している。

③その上で「繰上げストが違法であるとの前提で行なった本件勤務取扱い及び本件処分にはいはずも理由がなく、申立人の弱体化を企図した支配介入であり、

によりストライキの正当性が否定されることにはならない」と、繰上げストが正当であることを認定しているのである。

④また、ストの態様については、ストの態様について

は、繰上げストの態様が、安全を脅かすものとして、違法とまで言ふことはできない」として、ストの態様も正当であることを認定している。

【津田沼のフェンス設置は、組合への支配介入】

【スト処分は労働千葉弱体化を狙つたもの】

【津田沼のフェンス設置は、組合への支配介入】

【III 会社によるストライキ対策の不當労働行為について】

【①津田沼支部組合事務所前のフェンス設置については、「対策員が勤務を終了した組合員の事務所への立入りを実力で阻止したことからすると、フェンスは、対策員による役員と組合員の接触阻止を容易にするため設置したものと言わざるを得ない。これらの行為は、いずれも正当な争議行為に対する妨害として組合運営に対する支配介入であり、不當労働行為である】

【②スト破壊乗務員及び対策員に対する、抗議・説得に際してのビデオ・写真撮影や発言については、「ストライキへの支配介入であるから、争議権の濫用であるとの会社主張は採用できない」として、JR側の「繰上げストのことは」は一体をなすものであるから、争議権の濫用であるとの会社主張は採用できない】

【③ストライキ時の緊張状態のなかでその実効性を確保するための行為の一環と認められ、妨害行為により代替乗務員の乗務を妨げたわけでもないから、いずれも正当な争議行為の範囲を逸脱するものとまでは言えず、処分の対象とするとはできない」として、データーメン等の処分であったことを認定している。

【④その上で「繰上げストが違法であるとの前提で行なった本件勤務取扱い及び本件処分にはいはずも理由がなく、申立人の弱体化を企図した支配介入であり、

【⑤会社は、本件命令の交付を受け、直ちに命令を履行して処分を撤回し、動労千葉及び組合に謝罪せよ。JR-JR総連一体となつた全ての不當労働行為をやめ、この間公布されている全の命令を履行せよ。

【⑥全ての組合員のみなさん! JRから不當労働行為を一掃するため、職場での闘いを全